



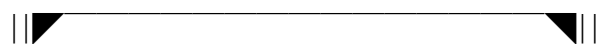
こんにちは！戦略的研究開発知財マネジメント強化事業事務局です。

8月に入り、厳しい暑さが続いておりますが、いかがお過ごしでしょうか。

夏本番を迎え、慌ただしい日々も続きますが、今号も皆様にお役立ていただける情報をお届けします。

今回は特別編として、8月3日（月）に実施いたしました「第1回農林水産研究における知財マネジメントセミナー 海外における育成者権侵害対応」にご登壇いただいた、模倣品対策の専門家、IP FORWARD の鷹野 亨弁護士・弁理士にセミナーで解説いただいたポイントを、対話形式でお届けします。

ご参加いただいた方は振り返りとして、ご参加いただけなかった方はポイントの理解としてぜひご覧ください。



私のギモンも解決！知財 O&A （特別編）



③ テーマ：海外侵害対応について（セミナーの振り返り） ③

執筆者：鷹野 亨弁護士・弁理士（IP FORWARD）

Q質問者：海外のサイトで、育成者権を保有する品種の苗が販売されていた場合の対応策について教えてください。海外の消費者から通報があり、当県が育成者権を保有する品種の苗が販売されているサイトを発見しました。海外のサイトようです。海外の事業者に販売の許諾を与えたことはないので、無許諾の販売ではないかと思っています。もっとも、そもそも海外で侵害対応したことなく、何から始めたらよいのかわからず困っています。

A 弁護士：まず状況の確認が必要です。重要なこととして、育成者権については属地主義といって、登録した国でのみ効力が発生します。インターネット上の侵害の場合、どの国の法令が適用されるかについて一律の基準はありませんので、まず、サイトの使用言語、販売者の所在地、商品の発送地・配送範囲等から、どの国・地域を対象として販売しているのかを確認する必要があります。また、WHOIS/RDAP 検索（ドメイン登録情報検索）を利用すると、ドメインのレジストラ（登録事業者）、登録時期、ネームサーバー、公開されている場合には登録者情報等を確認することができますので、これも手掛かりになります。確認してみましょう。

Q質問者：ありがとうございます。早速見てみると、どうやら中国のレジストラを利用しているよ

うです。また、サイト自体も中国語で記載され、販売者や発送地も中国となっているので、中国国内を対象にしている可能性が高そうですね。中国国外まで発送することを想定しているのかは分かりませんが。

A 弁護士：そうすると、まずは中国での侵害を想定して検討するのがよさそうですね。相手方に連絡する前に、現在の販売状況を証拠として残すため、商品ページや販売者情報、価格、販売条件、URL、閲覧日時等をスクリーンショットで保存しておきましょう。

Q 質問者：その後は、どのような点を確認すればよいでしょうか。

A 弁護士：次に、中国では育成者権に相当する権利を「植物新品種権」といいますので、まず、当該品種について中国で有効な植物新品種権を取得しているかを確認します。日本で育成者権を取得していても、その効力が当然に中国まで及ぶわけではありません。中国で権利を取得している場合には、権利者名義や存続期間等を確認した上で、具体的な権利行使を検討することになります。

Q 質問者：中国でも品種登録をしています。ウェブサイトに掲載されている苗が登録品種と同一であることは、どのように確認すればよいでしょうか。

A 弁護士：可能であれば、テスト購入を行って現物を確認することが有効です。その際には、注文から商品の受領、開封、保管までの経緯を写真等で記録しておくことが重要です。必要に応じて、品種の特性比較や DNA 分析等によって、登録品種との同一性を確認することも考えられます。また、中国で訴訟や行政摘発等の法的措置を予定する場合には、証拠力を高めるため、ウェブサイトの表示内容やテスト購入の過程について、公証機関に証明してもらう「ウェブ公証」や「公証購入」を利用することもあります。どこまで証拠化する必要があるかは、予定する権利行使の内容に応じて検討することになります。

Q 質問者：登録品種と同一であり、無許諾で販売されていると判断できた場合には、どのような対応が考えられますか。

A 弁護士：まず、サイト運営者や販売者に警告書を送付し、販売停止や在庫の処分、仕入先等の情報開示を求める方法があります。比較的迅速かつ低コストですが、強制力はないので、無視される可能性もあります。

侵害の規模が大きい場合や、警告後も販売が継続する場合には、中国の行政機関への摘発申立てや、民事訴訟も検討することになります。どの手段を選択するかは、侵害規模、証拠の程度、相手方の所在や資力、対応にかけられる費用等を踏まえて判断する必要があります。

Q 質問者：海外で侵害を発見しても、すぐに相手方へ連絡するのではなく、まず調査と証拠保全を行うことが重要なんですね。

A 弁護士：そのとおりです。海外での育成者権侵害対応では、まず「どの国で侵害が生じているか」「その国で有効な権利があるか」を確認した上で、証拠を確保することが重要です。品種の種苗が一度でも海外に流出すると、現地での増殖やさらなる流通によって被害が拡大する可能性がありますので、侵害を発見した場合には、現地の専門家とも連携しながら、早期に調査と対応方針の検討を進めることが望まれます。

■ 参考 URL：

農林水産省「令和 5 年度輸出環境整備緊急対策委託事業（海外模倣品対策）調査対象国及び地域における知的財産に関する制度、事例、判例調査報告書」

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/itaku/attach/pdf/itakuhoukoku-51.pdf>

農林水産省「令和 6 年度輸出環境整備緊急対策委託事業（模倣品等対策事業のうちコンサルティング）事業成果報告書」

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/itaku/attach/pdf/itakuhoukoku-1.pdf>

WHOIS/RDAP 検索の例

ICANN Lookup：<https://lookup.icann.org/>

DomainTools WHOIS：<https://whois.domaintools.com/>

CNNIC WHOIS（「.cn」ドメイン）：<https://whois.cnnic.cn/>

< 次回の配信予定 >

テーマ：育成者権侵害と DNA 分析

配信時期：8 月 19 日頃

< メールマガジンのバックナンバー >

下記 HP よりこれまで配信された全てのメールマガジンをご覧ください。

ぜひ、気になる情報をチェックしてください。

URL：<https://www.affrc.maff.go.jp/docs/chizai/mailmagazine.html>

※メールマガジン記事の無断複製、無断転載を禁じます。